

議案第47号

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地域包括支援センターの職員の配置に係る基準を改める必要があるので、  
本案を提出する。

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び同項の表の改正規定を次のように改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、同項各号に定める人数について、常勤換算方法による人数（1週間当たりの勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が同項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）に基づき配置することができる。

第4条第2項及び同項の表の改正規定の次に次のように加える。

第4条に次の1項を加える。

- 3 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を第1項に規定する職員に加えて配置するものとし、その加えて配置する職員のうち同欄に定める人数から1を減じた人数は同項各号に掲げるいずれかの者又は介護支援専門員でなければならない。

担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置する人数
おおむね3,000人未満	2人
おおむね3,000人以上4,500人未満	2.5人
おおむね4,500人以上6,000人未満	3人
おおむね6,000人以上7,500人未満	3.5人
おおむね7,500人以上9,000人未満	4人
おおむね9,000人以上10,500人未満	4.5人
おおむね10,500人以上12,000人未満	5人
おおむね12,000人以上13,500人未満	5.5人

おおむね13,500人以上	6人
備考 常勤換算方法による人数をその人数とみなしてこの表を適用する。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。